

商工会だより

新年あけまして
おめでとうございます



旧年中は大変お世話になり、役職員一同心より御礼申し上げます。
本年も、更なるサービスの向上に努めて参りますので、より一層のご支援、
お引立てを賜りますようお願い申し上げます。
皆様のご健康とご多幸をお祈りし、新年のご挨拶とさせていただきます。
本年も宜しくお願い申し上げます。

令和六年元旦

令和6年1月1日発行 第260号(1月号)

発行所 **七宗町商工会**

岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2134 番地の1

TEL:(0574)48-2080 FAX(0574)48-1994

URL: <http://r.goope.jp/srb-21-74> Email: hichisou@ml.gifushoko.or.jp

この事業は県の補助金を一部受けています



年末調整・決算・申告を早めよう！

商工会では、例年同様、年末調整・決算・申告のご相談を右記の予定で行いますので、お早めに電話予約をお願いいたします。

★年末調整（源泉所得税の納付）支援

商工会：随時（事前に電話予約をお願いします）

神漕分室：1月9（火） 午前9時00分～午後4時00分

***事前の準備（源泉徴収簿の記入・集計等）を必ずお願いします。**

納期特例の対象事業所は20日迄ですが、**極力10日迄にご提出ください。**

★「決算」「確定申告」

商工会：月・水・金

神漕分室：火・木曜日（2/20（火）は休み）
（2/22（木）・27（火）は神漕支所2階（大会議室）で行います）



■事前に申告に必要な書類を商工会へ預けていただくとスムーズです

■電話予約をお願いします

★税理士による「税務個別相談」

・とき 令和6年2月14日（水）、21日（水）、28日（水）
3月6日（水）、14日（木）
午後1時30分～午後5時00分

・ところ 七宗町商工会（JA上麻生営業所2階）
・講師 大矢 啓資 税理士



*ご相談をご希望の方は、商工会まで事前に電話ご予約下さい。
インボイスの個別相談も実施します。

【重要】事業主以外の確定申告の取りやめについて

昨年度まで会員サービスとして行っておりました、専従者およびその他のご家族の確定申告ですが、今回の申告より取りやめさせていただくことを先日の役員会で承認いただきました。（事業主は引き続き対応いたします）

今年度から始まったインボイスへの対応による業務量の増加と、職員の働き方改革へ対応するためです。ご理解をお願いいたします。

事業主以外の方は、役場職員により七宗町役場と神漕支所にて申告いただけます。地区ごとに指定日がありますので、日程をご確認の上、申告会場へお出かけください。

なお、昨年まで商工会にて確定申告をされていた方には、改めて個別で案内文章を送らせていただきます。ご確認をお願いします。

《今回の確定申告より》

事業主…引き続き商工会にて確定申告いたします。

専従者及びその他のご家族…七宗町役場、もしくは、各自でマイナポータルによる電子申告をお願いします。

岐阜県の最低賃金について

10月1日から時給950円に変更されたところですが、12月21日より特定(産業)最低賃金に変更になりました。該当する事業者は確認して対応をしていただきますようよろしくお願いいたします。

業 種	最低賃金(時間額)
電子部品・デバイス・電気情報通信機械等製造業等	965円
自動車・附属・品製造	1,005円
航空機・附属品製造業	1,031円

WEB による会員様向けセミナー

仕事に役立つ情報やヒントが満載!! インターネットがつながっているパソコン等があればいつでも見られます。仕事の合間に、ご覧下さい。商工会HPの右下の方にある『Webセミナー』のボタンをクリックするとセミナーの画面に行きます。

PWとIDはともに『5041』

短時間の10分未満のものから1時間程度の内容まで幅広くありますので、隙間時間を利用してご覧いただけます。



レッキープレミアム商品券についてお願い

商品券有効期限が**2月15日(木)**までとなっております。お客様へお声掛けをお願いします。



換金期限は2月26日(月)です。

期限内に指定口座のある JA 支店まで商品券をご持参ください。

商工会で記帳指導を受けませんか？

商工会では、電子帳簿保管の推進及び e-TAX(電子申告)の普及に伴い、パソコンを使用した記帳指導を実施しております。以下の2種類です。

- ① 会員様の手書き帳簿をもとに、商工会でパソコンの入力を代行し記帳指導を実施する。

手数料:2,500円～5,500円/月 *仕訳帳簿の枚数による
(月次処理1月から12月+決算処理1か月分=13か月分/年)

- ② 会員様自身が商工会指定の会計ソフトを使用して帳簿入力を行い、そのデータをもとに定期的に記帳指導を実施する。

手数料:24,000円/年 (指定会計ソフト代込み)

*手数料は9月までに2回以上正規の状態の記帳データを提出された場合、6,000円割引されます。

継続して記帳指導をご希望される方は、決算時に継続申込用紙のご提出をお願いいたします。



★★現在、記帳指導を受けられている方は、12月までの帳簿または記帳データを1月末までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。ご提出が遅れますと、内容の確認ができないまま確定申告することとなり、不利益となる場合がございます。

◆記帳機械化手数料(後期分)の口座振替について◆

1月31日(水)に、記帳機械化手数料(後期分)を口座振替にて引き落としさせていただきます。対象の事業所様には、引き落とし金額を記載したお知らせを同封いたしますのでご確認ください。お手数ですが、口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いいたします。



電子帳簿保存法

2024年1月から

- ①電子取引を行った取引情報について現行、紙媒体へ出力していますが、今後は取引に際し送受信した電子データを電子でデータ保存する義務が発生します。

- ②電子帳簿・電子書類保存やスキャナ保存の事前承認制度の廃止

ネットショッピングで購入した材料や消耗品、クレジットカードの利用明細データ、スマートフォンアプリによる決済データ、LINE やチャットソフト、メールで行った取引は添付ファイルの保存だけでなく画面のスクリーンショットをして電子取引データとして適切に保存しておく必要があります。メールやインターネットを使っていない人も電気代や携帯電話の使用料の書面による領収書を取り寄せていない場合、影響します。ペーパーレス化された FAX 機能を持つ複合機も注意が必要です。電子取引を行ったデータを電子保存していないと青色申告の承認が取り消され、多額の追徴課税が発生することもあります。

